

## 1 1 移動・交通

### 1 乗車等運賃割引の対象となる障がい程度

（「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」の障害区分参照）

#### 【第1種身体障害者】

障がいの区分		障がいの程度	
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	
肢体不自由	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能障がい	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	心臓機能障がい	1級から4級までの各級	
内部障害	じん臓機能障がい	1級から4級までの各級	
	呼吸機能障がい	1級から4級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
	小腸機能障がい	1級から4級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級	
	肝臓機能障がい	1級から4級までの各級	

（備考）前記左欄に掲げる障がいを2つ以上有し、その障がいの総合の程度が前記右欄に準ずるものも第一種身体障害者とされる。（身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表備考1及び3を参照）

#### 【第2種身体障がい者】

第1種身体障がい者以外の身体障がい者

#### 【第1種知的障がい者】

障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第3の1の（1）に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者

#### 【第2種知的障がい者】

第1種知的障がい者以外の知的障がい者

### 2 鉄道・バスの障害者運賃割引

#### JR九州（鉄道）の障害者運賃割引

##### ○第1種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ	手帳呈示
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	無		
	普通急行券	無		
本人と介護者	普通乗車券	5割	距離制限なし	手帳呈示
	普通回数乗車券	5割	距離制限なし	手帳呈示
	定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし／距離制限なし／介護者は通勤定期乗車券を発売 ※	手帳呈示
	普通急行券	5割	距離制限なし	手帳呈示

##### ○第2種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ	手帳呈示
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	無		
	普通急行券	無		
本人と介護者	普通乗車券	無		
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし／12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期乗車券を発売 ※	手帳呈示
	普通急行券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。障害者と介護者は、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が、同一で同時に購入（使用）する場合のみ割引となる。

※第1種の障害者（大人）が介護者と同伴で利用する場合、片道100kmまでの区間を乗車するときは、券売機で小児用の乗車券を購入し利用することも可。ただし、その場合は改札口で係員に乗車券及び手帳を呈示（自動改札機利用不可）。

※「身体障害者手帳」または「療育手帳」（旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載があるもの)の提示が必要である。

### JR九州バスの障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○第2種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者1級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者2級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者3級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	—
	バス定期券	—

※購入の際は、手帳を呈示

※障害者本人に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限って発売。

※高速バスの割引については、お問合わせ下さい。

### 西鉄電車・バスの障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者、第1級精神障害者

手帳所持者		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	-	5割	5割	5割
バス	普通乗車券 現金・ICカード	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	-	5割	5割	5割

#### ○第2種身体障害者・知的障害者、第2級・第3級精神障害者

手帳所持者		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	-	5割	-
	定期乗車券	-	5割	-	-
バス	普通乗車券 現金・ICカード	5割	-	5割	-
	定期乗車券	-	5割	5割	-

※電車を利用する場合は、乗車券購入時に窓口で手帳を呈示。  
バスを利用する場合は、降車時または乗車券購入時に呈示。  
(ただし、障がい者 nimoca の場合は手帳の呈示は必要なし。)

※障がい者1人につき、1人の介護者をつけることができる。  
(第2種および2級、3級12歳以上を除く)

※介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入(使用)する場合のみ有効。

※介護者の定期乗車券は、小児普通(通勤)定期または通学定期の資格者であっても大人普通(通勤)定期の販売となる(ただし、バスは小児普通(通勤)定期販売可)。

### 平成筑豊鉄道の障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割	介護者同伴時のみ適用	手帳呈示
	定期券	5割	介護者同伴時のみ適用 / 小児定期券の割引なし	手帳呈示

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳2・3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	無		
	定期券	無		
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	5割	12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期券を適用※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

### 筑豊電鉄の障害者運賃割引

○身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

手帳保持者	割引対象	小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	5割
	ICカード				
	定期乗車券		5割 (※通勤)	5割	5割 (※通勤)
第2種	普通乗車券	5割		5割	
	ICカード				
	定期乗車券		5割 (※通勤)		

※普通乗車券・ICカードを利用の場合は、降車時に手帳を呈示。(ただし、障がい者nimocaの場合は手帳の呈示は必要なし。)

※定期乗車券を利用の場合は、購入時に窓口で手帳を呈示。

※障がい者1人につき1名の介護者をつけることができる。

※介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい

者と同時購入(使用)する場合のみ有効。

※介護者の乗車券は、通学定期乗車券の資格者であっても通勤定期乗車券の発売となる。

### 甘木鉄道の障害者運賃割引

○第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	5割	12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期券を適用※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

北九州モノレール（北九州高速鉄道線）の障害者運賃割引

○第一種障害者、第二種障害者

	対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
第一種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	(普通乗車券は券売機で購入) 購入時に手帳を提示
	介護者 (身体障害者の場合) (知的障害者の場合)		5割	介護者は身体障害者の場合2人まで、知的障害者の場合1人のみ適用	
第二種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (身体障害者の場合) (知的障害者の場合)	定期乗車券	5割	12歳未満の障害者の介護者1人のみ適用	

○1級精神障害者、2級・3級精神障害者

	対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
1級精神障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	(普通乗車券は券売機で購入) 購入時に手帳を提示
	介護者 (身体障害者の場合) (知的障害者の場合)		5割	介護者は1人のみ適用	
2級・3級精神障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (身体障害者の場合) (知的障害者の場合)	定期乗車券	5割	12歳未満の障害者の介護者1人のみ適用	

福岡市地下鉄の障害者運賃割引

○身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	1日乗車券	5割		手帳呈示
	はやかけん※②	5割		手帳呈示
	定期券	5割		手帳呈示

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
介護者	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	はやかけん※②	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※③	手帳呈示

○身体障害者手帳4～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	1日乗車券	5割		手帳呈示
	はやかけん※②	5割		手帳呈示
	定期券	5割		手帳呈示

※①小児料金の50%相当は普通乗車券のみ対象としている。

※②地下鉄ICカード

※③介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。  
障がい者1名に対し1名の介護者をつけることができる。

◎福岡市内在住者の場合、市独自の割引制度や料金助成制度あり。詳細は各区役所保健福祉センターへ。

昭和バスの障がい者運賃割引

○身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	3割	大人定期の3割引 / 小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用 ※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。また、原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障がい者1名に対し1名の介護者をつけることができる。

※障がい者用 nimoca で利用の時は、手帳の提示は必要なし。

### 堀川バスの障害者運賃割引

○身体障がい者・知的障がい者（第1種）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○身体障がい者・知的障がい者（第2種）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	無		

○精神障がい者（1級）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○精神障がい者（2級、3級）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		支払時に手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。また、原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。  
※障がい者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。  
(会社が介護を必要と認めた場合)

### 北九州市営バスの障害者運賃割引

○第1種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通運賃	5割		手帳呈示
	定期券	5割	持参人式定期券、通学小児定期券を除く	手帳呈示
介護者	普通運賃	5割	本人と同乗の場合のみ	手帳呈示

○第2種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通運賃	5割		手帳呈示
	定期券	5割	持参人式定期券、通学小児定期券を除く	手帳呈示

※北九州市内在住者で以下に該当する場合は、市営バスの利用が無料となる市独自の福祉優待乗車証制度がある。

(1) 対象

- ア 身体障害者手帳1～4級所持者（第1種の場合、介護者は同伴時1名無料）
- イ 療育手帳所持者（A判定の場合、介護者は同伴時1名無料）
- ウ 戦傷病者手帳所持者

- エ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級の場合、介護者は同伴時1名無料）
- (2) 必要書類
- ア 上記の各種手帳
- イ 顔写真（初めての方、専用乗車ケースをなくされた方）（写真は、タテ3cm×ヨコ2.5cmで、上半身、正面向き、無帽なもの）
- (3) 窓口
- NC若松商連案内所、折尾駅前案内所、二島案内所、若松営業所、向田営業所

### 3 施設入所者等に対する旅客鉄道株式会社の運賃割引

#### 1. 内容

下記の施設に保護され、または救護される者が旅行する場合で、規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、旅客運賃割引証1枚について1人1回限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

必要な場合は、付添人をつけることができ、被救護者本人が片道乗車券を購入する場合でも、付添人に対して往復乗車券を発売できる。

#### 2. 対象

児童相談所の一時保護、養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、救護院、救護施設、更生施設、宿所提供施設、乳児院、母子生活支援施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム、知的障害者通勤寮の以上の中で、指定救護施設として指定を受けている施設に入所または通所している者（ただし、定員20名以上の施設に限る）

#### 3. 手続き

##### (1) 指定救護施設の申請

施設の代表者は、指定申請書を監督庁を経由して、当該施設を管轄する都道府県庁所在地のもよりの駅（JR吉塚駅）を所管する旅客鉄道株式会社（JR九州）に提出

##### (2) 運賃割引証の申請

指定救護施設として指定を受けている施設の代表者に申請

#### 4. 根拠法令・通知

被救護者等に対する旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引き制度について（厚生省社会・児童家庭局長連名通知）

### 4 戦傷病者に対するJR各社の無賃乗車及びJR西日本フェリーの無賃乗船

#### 1. 内容

戦傷病者手帳の交付を受けた者が、JR各社の鉄道及びJR西日本フェリーの連絡船に無賃で乗車船できる。

なお、介護者も無賃となる場合がある。（回数制限あり）

#### 2. 対象

戦傷病者手帳の交付を受けた者

#### 3. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

#### 4. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第9条、第23条

### 5 タクシー運賃の割引

#### 1. 対象

身体障害者手帳所持者、知的障害者の療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

#### 2. 割引率

メーター表示額の1割（但し、割引の重複は不可）

#### 3. 手続き

車内で手帳を呈示し、乗務員が確認を行う。

#### 4. 注意事項

- (1) 上記の割引については、各タクシー協会、各タクシー事業所により異なる。
- (2) 現金、タクシークーポン券、市町村で発行している福祉タクシー券、プリペイドカード等で支払った場合も適用される。身体障害者割引と知的障害者割引は、重複して運賃の割引はしない。

※市町村窓口【126～128頁 No.51 参照】

### 6 国内線航空旅客運賃の割引

#### ◆ 身体障害者に対する航空旅客運賃の割引

##### 1. 割引運賃額

身体障害者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なる。

##### 2. 割引運賃の適用範囲

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記入されているもの（以下「第1種身体障害者」という。）が介護者と共に、又は単独で旅行する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

なお、介護者とは航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、身体障害者と同時に同一区間を旅行するものをいう。

- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種と記入されているものに対し適用する。

##### 3. 航空券の購入手続

- (1) 身体障害者が航空券を購入する場合は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種と記入されている身体障害者手帳を航空券販売窓口に掲示するものとする。

(2) 第1種身体障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

#### 4. 身体障害者手帳の携帯

身体障害者は、乗降の際及び乗車船中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯して差し支えないものであること。

#### 5. 根拠法令・通知

身体障害者航空旅客運賃の割引について(平成14年10月16日厚生労働省社会・援護局長通知)

### ◆ 知的障害者に対する航空旅客運賃の割引

#### 1. 割引運賃額

知的障害者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なる。

#### 2. 割引運賃の適用範囲

(1) 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の航空割引欄に「航空割引、本人・介護者」の押印がある知的障害者が介護者とともに旅行する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

なお、介護者とは航空会社が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、知的障害者と同時に同一区間を旅行する旅客をいう。

(2) 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者であって、同手帳の航空割引欄に「航空割引、本人」の押印がある知的障害者本人に対し適用する。

#### 3. 航空券の購入手続き

(1) 知的障害者が航空券を購入する場合は、航空券販売窓口にて知的障害者割引運賃の適用対象者である旨が証明された療育手帳を提示して行うものとする。

(2) 介護者とともに搭乗する場合は、旅行開始前に同一区間の航空券を同時に購入するものとする。

(3) 知的障害者は、あらかじめ、その居住地を所管する福祉事務所長から療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けるものとする。

#### 4. 療育手帳の携帯

知的障害者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯して差し支えないものであること。

#### 5. 根拠法令・通知

知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について(平成30年9月24日厚生省児童家庭局長通知)

### ◆ 戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引

#### 1. 内容

戦傷病者手帳の交付を受けた者で、一定程度以上の障がいがあるものは、航空運賃の割引を受けることができる。(割引率は各航空会社・路線により異なる)

#### 2. 対象

障がいの程度により本人のみ、又は本人と介護者1名

#### 3. 手続き

戦傷病者手帳に、割引対象者である旨の証明印の押印を受け、航空券を購入する際に手帳を航空券販売窓口にて提示する。

#### 4. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

#### 5. 根拠法令・通知

戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引について(平成30年9月28日厚生労働省社会・援護局長通知)

### 7 船舶の運賃の割引

掲載分の障害者等級は、前述記載の『乗車等運賃割引の対象となる障害程度(「身体障害者に対する旅客鉄道会社等の旅客運賃の割引について 厚生省社会局長・児童家庭局長通知」の障害区分参照)』を基本とし、第1種障害者とは第1種身体障害者及び第1種知的障害者を、第2種障害者とは第2種身体障害者及び第2種知的障害者をいうものとする。

※介護者は障害者1名に対し1名を基本とする。

※適用の詳細については各船会社にお問い合わせ下さい。

#### 関釜フェリー(株) (TEL 083-224-3000)

航路	対象	割引率	割引特記事項
下関～釜山 (韓国)	障害者	2割	1等・2等運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	2割	1等・2等で1名のみ 適用

#### ◇手続き◇

旅行代理店で乗船券を購入の際と、乗船手続きの際に窓口にて手帳を呈示。

1等利用の場合は、利用人数によってルームチャージ料が必要となる。

#### JR九州高速船(株) (TEL 092-281-2315)

航路	対象	割引率	割引特記事項
福岡～釜山 対馬～釜山	第1種 障害者	2割	運賃を適用
	第2種 障害者	2割	運賃を適用
	介護者	2割	第1種・障害者同様

※日本購入分のみ

## ◇手続き◇

博多港国際ターミナルビートルカウンター、または主な旅行代理店で購入及び乗船の際、窓口到手帳を呈示。

## カメラライン㈱ (TEL 092-262-2323)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～釜山 (韓国)	第1種障害者	2割	運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種障害者	2割	運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	2割	第1種・第2種障害者同様

## ◇手続き◇

購入の際、窓口到手帳等公的な証明書を呈示。

## 松山・小倉フェリー㈱ (TEL 093-521-1419)

航路	対象	割引率	割引特記事項
小倉 ～松山	・第1種身体障害者 ・第A種知的障害者 ・第1級精神障害者	5割	全等級運賃に適用(乗用車航送料を含む)
	・第2種身体障害者 ・第B種知的障害者 ・第2、3級精神障害者	5割	2等・2等寝台に限り適用
	・介護者 (第1種身体障害者、第A種知的障害者、第1級精神障害者)	5割	全等級運賃に適用(乗用車航送料を含む)

## ◇手続き◇

乗船券等を購入の際、窓口到手帳を呈示。

## オーシャントランス㈱ (TEL 093-481-7711)

航路	対象	割引率	割引特記事項
北九州～徳島 ～東京	第1種障害者	5割	2等洋室運賃・個室使用料金を適用 (車両は適用なし)
	第2種障害者	5割	2等洋室運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

## ◇手続き◇

乗船券を購入の際、申込用紙に記入の上窓口到手帳を呈示。

## 阪九フェリー㈱ (TEL 093-481-6581)

航路	対象	割引率	割引特記事項
北九州(新門司)～神戸(六甲アイランド) 北九州(新門司)～大阪(泉大津)	第1種障害者	5割	全等級旅客運賃・料金を適用
	第2種障害者	5割	2等自由席運賃分のみ適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

※貨物自動車航送運賃適用車のうち、身体障害者用として認定された8ナンバーは、乗用車航送運賃を適用。

## ◇手続き◇

新門司のりば(093-481-6581)並びに旅行代理

店で購入の際に手帳を呈示。

## (株)名門大洋フェリー

(旅客予約センター 050-3784-9680)

航路	対象	割引率	割引特記事項
新門司港～ 大阪南港	第1種障害者	5割	全等級運賃を適用 (車両は乗用車のみ適用)
	第2種障害者	5割	2等運賃を適用(2等洋室まで適用) (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

## ◇手続き◇

乗船券等を購入の際、身体障害者手帳・療育手帳を呈示。

## 九州郵船㈱ (TEL 092-281-0831)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～吉岐～ 対馬 博多～比田勝	第1種障害者	5割	全等級運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る全等級運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者1名のみ(第1種障害者同様)

## ◇手続き◇

九州郵船㈱と船車券販売契約を締結した旅行代理店の各支店・営業所の各窓口並びに九州郵船㈱関係各港切符発売窓口で購入の際に手帳を呈示。

## 野母商船㈱ (本社TEL 095-822-0121 / 福岡支社 TEL 0570-01-0510)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～青方～ 福江	第1種障害者	5割	旅客運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種障害者	5割	旅客運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

## ◇手続き◇

福岡支社  
〒812-0021 福岡市博多区築港本町220番地  
TEL 0570-01-0510  
FAX 092-271-7152

## 関門汽船㈱ (TEL 093-331-0222)

航路	対象	割引率	割引特記事項
門司～下関	第1種障害者	5割	2等運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

## ◇手続き◇

乗船券等を購入の際、乗船運賃割引申込書及び窓口到手帳

を呈示。

(株)西鉄ホテルズ (TEL 092-751-7171)

航路	対象	割引率	割引特記事項
マリエラ (博多湾内周遊)	第1種障がい者及び精神障がい者第1級	5割	乗船料を適用
マリエラ (博多湾内周遊)	第2種障がい者及び精神障がい者第2級	5割	乗船料を適用
	介護者	5割	第1種障がい者の介護者及び精神障がい者第1級の介護者

◇手続き◇

バイサイドプレイス博多埠頭内マリエラカウンターで購入の際、窓口到手帳を呈示。ご予約の際にお知らせください。

安田産業汽船(株) (TEL 095-826-0188)

航路	対象	割引率	割引特記事項
百道～ 海の中道	第1種障害者	5割	運賃を適用
	第2種障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ(第1種障害者同様)

◇手続き◇

百道～海の中道(問合せ:092-845-1405)  
百道発売所・海の中道発売所で購入の際、乗船運賃割引申込書及び窓口到手帳を呈示。

北九州市営渡船 (TEL 093-861-0961)

対象者	割引率	割引特記事項
通勤・通院等で常時利用する身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者	全額 (無料)	申請書に施設等からの証明記載の上、渡船事業所で「特別乗船定期券」の交付手続き(手数料300円)が必要
常時利用しない上記以外の身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者	5割	窓口または改札で手帳を呈示

福岡市営渡船 (TEL 092-291-1085)

対象者		割引率	
I	①身体障害者手帳1～3級、視覚障害4級の1、内部障害4級(ぼうこう・直腸機能障害を除く)で市内居住の者 ②福岡市発行の療育手帳A1～A3の者 ③精神障害者保健福祉手帳1級で市内居住の者	全額 (無料)	
	II	①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で上記以外の者 ②身体障害者手帳1～3級、視覚障害4級の1、内部障害4級(ぼうこう・直腸機能障害を除く)、療育手帳A1～A3、精神障害者保健福祉手帳1級の介護者 ③12歳未満の身体障害者手帳4～6級の定期旅客者の介護者の定期運賃 ④12歳未満の療育手帳B1、B2の定期旅客者の介護者の定期運賃 ⑤12歳未満の精神障害者保健福祉手帳2～3級の定期旅客者の介護者の定期運賃	5割

◇手続き◇

市営渡船の各旅客待合所に手帳を呈示。

糸島市営渡船

糸島市役所(TEL代表 092-323-1111)  
糸島市役所(TEL直通 092-332-2062)  
ひめしま(運航中のみ)  
(TEL 090-3326-5382)

航路	対象	割引率	割引特記事項
姫島～岐志	第1種障害者	5割	運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者(第1種障害者同様)

◇手続き◇

乗船運賃割引申込書及び購入の際到手帳を呈示(船内販売)  
※糸島市内在住者の場合、市独自の料金助成あり。  
詳細は、糸島市役所へお問い合わせください。

新宮町営渡船 (TEL 092-962-0238)

航路	対象	割引率	割引特記事項
相島～ 新宮	第1種障害者・1級精神障害者	5割	運賃を適用
	第2種障害者・2級及び3級精神障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る
	介護者	5割	第1種障害者の介護者(第1種障害者同様)・1級精神障害者の介護者(1級精神障害者同様)

◇手続き◇

改札時(相島港)到手帳を呈示。

航路	対象	割引率	割引特記事項
大島～ 神湊～ 地島	① 第1種身体障害者、第1種知的障害者、第1級精神障害者	5割	
	② 第2種身体障害者、第2種知的障害者、第2級精神障害者及び第3級精神障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る運賃を適用
	③ ①の介護者	5割	

◇手続き◇

乗船の際に手帳を呈示。

## 8 自動車運転免許取得事業

【126～128頁 No.68参照】

1. 内容  
障がいのある方が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成する制度。
2. 対象  
市町村により異なる
3. 助成金額  
市町村が認めた額
4. 窓口  
各市町村障がい福祉担当課  
(市町村により実施していないところあり)

## 9 福祉資金(障害者自動車購入)の貸付(生活福祉資金)

1. 内容  
障害者が通院・通勤等のための自動車の購入に必要な経費の貸付を行う。
2. 対象  
障害者世帯
3. 貸付限度額  
2,500,000円以内
4. 据置期間  
6か月以内
5. 貸付利子  
保証人がいる場合は無利子  
保証人がいない場合は年1.5%
6. 償還期間  
8年以内
7. 窓口  
市町村社会福祉協議会
8. 根拠法令・通知  
生活福祉資金の貸付けについて(厚生労働省事務次官通知)

## 10 自動車改造助成事業

【126～128頁 No.68参照】

1. 内容  
身体障がいのある方が就労等のために自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する制度。
2. 対象  
市町村により異なる
3. 助成額  
市町村が認めた額
4. 窓口  
各市町村障がい福祉担当課  
(市町村により実施していないところあり)

### 11 有料道路の通行料金割引

1. 内容  
有料道路を通行する際、通常料金の約半額になる制度。  
※事前の登録が必要です。  
(ただし、利用する有料道路の計算単位により、支払い額が10円単位で切り上がる)ETC時間帯割引との併用はできない。
2. 対象者
  - (1) 障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての者
  - (2) 介護者が運転し障害者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けている方のうち重度の障害の者(手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲)  
※介護者が運転する場合、登録手続き箇所に「介護」の印がないと割引が適用になりません。  
※障害者本人が乗車されていない場合、本割引の対象にはなりません。
3. 対象自動車の範囲  
(登録できる自動車は障害者1人につき1台)  
自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下、「自動車検査証等」という)の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載されているもの(事業用と記載されている場合は対象外)のうち、「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗用定員が10人以下の乗用自動車。「用途」欄に「貨物」と記載されており、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は仕切られていて最大積載量が500kg以下の貨物自動車。  
また、「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載され、乗車定員が10人以下の特種用途自動車。総排気量が125ccを超える二輪自動車。  
※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は本割引の対象外。

#### 4. 対象自動車の所有者（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」）

所有者の氏名は個人名義のものに限る。（法人名義のものは対象外）

（1）障害者本人が運転の場合、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びにその同居の親族等。

（2）障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合、上記の者が自動車を所有していないときは障害者本人を継続して日常的に介護をしている者も対象。

※割賦購入（ローン）又は長期リースの場合で自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に上記（1）（2）に該当する方の氏名が記載されているものは対象。

#### 5. 割引有効期間

新規及び変更の申請時においては、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで。なお、更新の申請時（割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限の前日における申請）においては、手続きが完了した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）まで。

#### 6. 手続

窓口において、手帳の指定の箇所に、本制度の対象であること・自動車登録番号・割引有効期限の記載を受ける。必要書類は、手帳・自動車検査証等・本人が運転する場合のみ運転免許証。ETCを利用する場合は、それに加え本人名義のETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）。

※ETCを利用する場合、手帳への登録手続きの他にETC利用の登録手続きが必要です。

ETC障害者割引を登録済みでも、機器故障等でETCが利用出来ず料金所係員にカードを手渡して支払いの時は、手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がない場合は通常料金での請求となります。高速道路ご利用の際は必ず手帳の携行をお願いいたします。

※制度内容の詳細は、ネクスコ西日本のホームページ（<https://www.w-nexco.co.jp/disabled>）にてご確認ください。

西日本高速道路（株）九州支社

TEL 092-260-6111

受付時間：土日祭日を除く9：00～17：25

#### 7. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所生活支援課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

#### 8. 根拠法令・通知

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15年11月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年

7月30日全有料道路事業申し合わせ）

### 1.2 駐車禁止除外指定車標章の交付

#### 1. 内容

この標章の交付をうけ、車両の前面の見やすい箇所に掲出している車両は、公安委員会が指定する駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できる。

※指定・法定の駐停車禁止場所、法定の駐車禁止場所、停車及び駐車の方法により違反となる場所、時間制限駐車区間（パーキング・メーター）等について駐車禁止除外指定車標章を掲出していても駐車不可。

※福岡県公安委員会から交付を受けた標章を、他都道府県で使用の際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。

#### 2. 対象

- （1）身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者
- （2）戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている歩行困難な者
- （3）療育手帳の交付を受けている者
- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

#### 3. 窓口

住所地を管轄する警察署交通課

#### 4. 根拠法令・通知

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）

（備考）

〔対象者〕

- ①身体障がいのある人

次に掲げる障害名及び障害程度の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、歩行困難な方

障害区分	等級
視覚障害	1～3級、4級の1
聴覚障害	2・3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
下肢不自由	1～4級
体幹不自由	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1・2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能 1～4級
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸の機能障害 小腸機能障害	1・3級
免疫機能障害	1～3級
肝臓機能障害	1～3級

- ②知的障がいのある人 療育手帳「重度(A)」  
 ③精神障がいのある人 精神障害者保健福祉手帳「1級」  
 ④身体障がいのある人等のうち、歩行が困難なことからにより  
 社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が  
 認める方

### 1.3 ふくおか・まごころ駐車場制度

#### 1. 内容

駐車場の適正利用のため、対象者に「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ協力施設の駐車場を利用する際に、その利用証を車内に掲示してもらう事業。

#### 2. 対象

##### (1) 身体障害者手帳所持者

(視覚障がい4級以上、聴覚障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢・移動機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、内部の機能障がい4級以上)

##### (2) 療育手帳A所持者

##### (3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

##### (4) 特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者

##### (5) 介護保険要介護1以上の人

##### (6) 妊娠7カ月から産後3カ月までの人

##### (7) ケガで車いす等を使用している人

#### 3. 申請方法

確認書類を添付し窓口申請、又は郵送申請(県障がい福祉課のみ)

#### 4. 窓口(平成31年4月現在)

県障がい福祉課、保健福祉(環境)事務所本庁舎・分庁舎、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区役所福祉・介護保

険課(身体障がい者・知的障がい者・高齢者・けが人)及び健康課(精神・難病者・妊産婦)、筑後市・大川市・豊前市・福津市・うきは市・那珂川市・大刀洗町・大木町・みやこ町の各福祉窓口

### 1.4 交通信号機視覚障害者用付加装置の設置

#### 1. 内容

音により、視覚障がいのある人に対して歩行者用信号機が青色であることを知らせるための装置の設置

#### 2. 対象

視覚障がいのある人(程度の軽重を問わない)

#### 3. 窓口

警察署

### 1.5 身体障がい者補助犬の無償貸与

#### 1. 内容

身体障がいのある方に対し身体障がい者補助犬を無償貸与する制度。

#### 2. 対象

身体障がいのある方

#### 3. 窓口

(盲導犬)

公益財団法人九州盲導犬協会

〒819-1122

糸島市東702-1

TEL 092-324-3169

FAX 092-324-3386

(介助犬・聴導犬)

認定特定非営利活動法人九州補助犬協会

〒819-1301

糸島市志摩井田原76-20

TEL・FAX 092-327-0364

### 1.6 同行援護

#### 1. 内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方等(※)につき、外出時において、当該障がいのある方等に同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む)するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を行う制度。

※難病に起因する障がいであってこれに相当するものを含む。

#### 2. 対象

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の方。

#### 3. 負担額

原則1割。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月あた

りの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。

#### 4. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

#### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第4項

### 17 移動支援（ガイドヘルパーの派遣）

#### 1. 内 容

屋外での移動が困難な障がいのある方等が外出する際、外出の付き添いをするガイドヘルパーを派遣する制度。

#### 2. 対 象

障がいのある方等で市町村が外出時に移動の支援について必要と認められた者

#### 3. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

（市町村により実施していないところがあります）

【126～128頁 No.13 参照】

#### 4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第77条第1項第8号

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 18 ガイドヘルパーネットワーク事業

#### 1. 内 容

視覚障がいのある方が社会生活上必要な用務等で他の都道府県に外出する際、または他の都道府県から福岡県に外出される際にガイドヘルパーを紹介する事業。

#### 2. 対 象

重度の視覚障がいのある方

#### 3. 窓 口

社会福祉法人福岡県盲人協会

福岡県障害者社会参加推進センター

### 19 一般乗用旅客自動車運送事業にて福祉輸送サービス車両を保有している事業者並びに福祉輸送限定事業者一覧

（令和元年7月1日現在福岡運輸支局調べ）

車いすやストレッチャーの方も専用車で専任運転手が送迎する。

運賃は通常のタクシー料金と同程度ですが、なかには介護サービスと連動した介護運賃を設定している事業者もありますので、詳しくは直接お尋ね下さい。

【別紙一覧参照 89～92頁】

※許可区分の一般はタクシー事業者であり、限定は福祉輸送事業限定事業者であり障害等により公共交通機関を利用できない方が利用することができる。

※兼用車は、寝台車と車いすの固定する設備を有する特種

用途自動車

※セダン型は、福祉輸送事業限定事業者において、ヘルパー等の介護資格を有する者が一般車両に同乗し介助を実施するものをいう。

### 20 介護（ケア）タクシー

介護（ケア）タクシーは高齢者や障害者のために介護技術を習得（介護職員初任者研修課程修了・ホームヘルパー2級取得）した乗務員が外出をお手伝いするサービス。

お問い合わせ先	電話番号
福岡県タクシー協会	092-474-8340
福岡市タクシー協会	092-434-5100
北九州タクシー協会	093-551-6784
筑豊地区タクシー協会	0948-22-5702
筑後地区タクシー協会	0942-33-8228

### 21 車いす国際シンボルマーク

#### 1. 国際シンボルマークの種類

・アクリル樹脂板：建造物向け

アクリル樹脂板 大（25.5cm×24.0cm）

アクリル樹脂板 小（14.5cm×13.0cm）

・ステッカー：裏面に糊がついているシール式です。

ステッカー 大（15.0cm×15.0cm）

ステッカー 中（12.0cm×12.0cm）

ステッカー 小（6.0cm×6.0cm）

・磁石付きステッカー：裏面が磁石になっています。取り外し可能です。

磁石付きステッカー 大（15.0cm×15.0cm）

磁石付きステッカー 中（12.0cm×12.0cm）

磁石付きステッカー 小（6.0cm×6.0cm）

#### 2. 窓 口

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-5273-0601

FAX 03-5273-1523

ステッカーの一部は福岡県身体障害者福祉協会で購入可。

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ内6F

TEL 092-584-6067

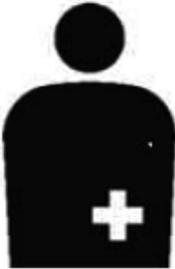
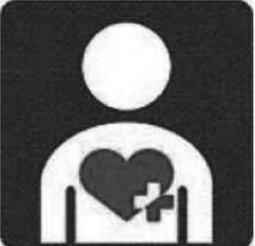
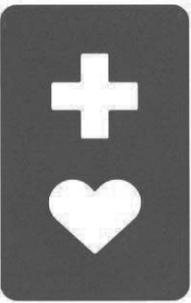
FAX 092-584-6070

※この車いす国際シンボルマークを貼っていても、駐車禁止の除外等を受けることはありません。

## 2.2 障がいのある人に関するマーク

街で見かける障がいのある人に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名 称	概 要
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>

名 称	概 要
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>
<p>オストメイト用設備／オストメイト</p> 	<p>【概要等】</p> <p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>

名 称	概 要
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>公益社団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、宜しくお願いします。</p>
<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
<p>ふくおか・まごころ駐車場マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>福岡県では、障がいのある人や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設や商業施設の障がい者等用駐車場に車をとめやすくするため、「ふくおか・まごころ駐車場」制度を実施しています。</p> <p>この制度は、障がい者等用駐車場を必要とする人に、その駐車区画を利用できる利用証を発行し、安全に安心して施設を利用できるようにするものです。</p> <p>民間施設や公共施設などにおいて、左記マークの付いた駐車場に「ふくおか・まごころ駐車場利用証」のない車が駐車すると、利用証の交付を受けた人が駐車できません。</p>
<p>福岡県障がい者応援まごころ企業認定マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>福岡県では、働く障がいのある人を応援するため、障がいのある人が作った製品やサービスを企業が積極的に購入することで、障がいのある人の所得向上を図る「障がい者応援まごころ企業認定制度」を実施しています。</p>

名 称	概 要
<p data-bbox="156 232 480 264">「まごころ製品」ロゴマーク</p> 	<p data-bbox="683 203 788 230">【概要等】</p> <p data-bbox="671 241 1449 349">福岡県では、障がいのある皆さんがつくる商品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売や提供を通じて障がいのある皆さんの収入向上に取り組んでいます。</p> <p data-bbox="671 360 1449 470">「まごころ製品」ロゴマークは、「まごころ製品」の販売や提供の際に商品に貼ったりPRに利用するための「まごころ製品」の一体的なイメージを表したマークです。</p> <p data-bbox="671 481 1029 510">○「まごころ製品」ロゴマーク</p> <p data-bbox="671 521 1449 589"><a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorologomark.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorologomark.html</a></p>

## 19 一般乗用旅客自動車運送事業にて福祉輸送サービス車両を保有している事業者並びに福祉輸送限定事業者一覧

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子 (軽)	兼用	回転シート	回転シート (軽)	セダン型	セダン型 (軽)
北九州市	西南運輸(株)	093-561-8633				1				
北九州市	南國交通(有)	093-931-2527	1							
北九州市	八幡第一交通(株)	093-621-0661	1							
北九州市	くろがねタクシー(株)くろがねヘルパーステーション	093-631-9030		3						
北九州市	(有)大和タクシー	093-601-6000		1						
北九州市	北交大和タクシー(株)	093-871-5533		2	2	3				
北九州市	北九州第一交通(株)北九州第一あんしんサービス	093-562-1311	2	6	3	2				
北九州市	(株)みどり	093-371-5078		2						
北九州市	(株)サプライ	093-474-0237			1					
北九州市	(有)九州ライフケア	093-471-0885			1					
北九州市	(株)若松タクシー	093-771-3236	4	6						
北九州市	太陽交通(株)	0120-581-100		1		2				
北九州市	(有)お助けマン	093-881-1807			1					
北九州市	(有)レイナヘルパーステーション	093-591-8036							1	
北九州市	(有)ほほえみ	093-611-1279		8	4	2				
北九州市	永富 信行(永富ラビットサービス)	093-511-6682			1					
北九州市	佐藤 理有	093-691-8327		1						
北九州市	(株)インターアクト	093-474-4141			1					
北九州市	(有)べっぴ	093-472-3944			1					
北九州市	(株)シダー	093-513-7855								1
北九州市	ほほえみ浅川(株)	0936-95-3900	1	2		1				
北九州市	久島 隆	093-381-4799		1						
北九州市	(株)MEGUMI	093-965-8787			2	1				
北九州市	渡辺 勝英	090-2584-9018			1					
北九州市	古賀 基規	0933-72-7155		1						
北九州市	一般社団法人 インフィールド	093-383-1500							1	
北九州市	小木曾 朗雄	093-871-5875				1				
北九州市	白川 政夫				1					
北九州市	菅野 肇	093-612-8929		1						
北九州市	(有)立石	090-2718-1801			1					2
北九州市	西村 誠司(スマイル介護サポート)	093-761-4225		1	1					
北九州市	mely福祉(株)	0800-200-3200			1					
北九州市	撰定 健一郎	090-5289-5978			1					
北九州市	田中 利和	090-1929-2318		1						
北九州市	福田 昌弘	080-5266-6761		1						
北九州市	(株)エヌジェーシー	092-414-5511	1			1				
福岡市	飯倉タクシー(株)	092-872-3133	3	6						
福岡市	九州交通(株)	092-473-0180				1			6	
福岡市	清流タクシー(有)	092-804-1000	2	2					2	
福岡市	(有)大鷗タクシー	092-541-5503				1				
福岡市	南部タクシー(有)	092-871-2386				1				
福岡市	日新交通(株)	092-541-3168				19				
福岡市	(有)福運タクシー	092-871-0539	2	1					2	
福岡市	福岡第一交通(株)福岡第一あんしんサービス	092-475-1166				3				
福岡市	西日本自動車(株)	092-761-7160		2		1				
福岡市	(株)きらきら	092-451-4970		1						
福岡市	(NPO)福岡地域福祉サービス協会	092-643-8517			1				1	
福岡市	愛心介護タクシー合同会社	092-864-5122		2						
福岡市	(NPO)福岡コアラ	092-807-6085			1					
福岡市	大塚 賢一	092-565-2486		1						
福岡市	(株)真慈会	092-852-7288		1						
福岡市	(有)ワーキング・クォース	092-404-1300		2						
福岡市	吉岡 敏彦	092-806-8450				1				
福岡市	大城 雅康	092-410-1080				1				
福岡市	(NPO)とびうお	090-2500-8231			1					
福岡市	(株)リーディングアソシエイツ	092-836-8726				2				
福岡市	岩室 学	090-7986-3090			1					
福岡市	伊藤 慶朗	080-5681-9214				2				
福岡市	梅野 一浩			1						
福岡市	一般社団法人 えにしの会	092-523-7210		1	1					
福岡市	城戸 雄二(きど企画)	0948-23-8476			2					

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子 (軽)	兼用	回転シート	回転シート (軽)	セダン型	セダン型 (軽)
福岡市	(有) ケアパートナー	092-812-1444			1					
福岡市	田口 米光	092-882-8126		1	1					
福岡市	堂園 隆司	092-834-6178	1							
福岡市	(株) 西日本介護サービス	092-712-0306							1	
福岡市	新田 凡夫	092-400-1340		1						
福岡市	松田 秀樹				1					
福岡市	梁瀬 和久	090-9605-8778		1						
福岡市	小宮 俊夫	092-864-9997							1	
福岡市	(株) やまつ	092-822-3920			1					
福岡市	湯ノ口 馨	090-6896-7701		1						
福岡市	(株) 三笑	080-8363-4529		1						
福岡市	正司 隆雄	090-8220-8605		1						
福岡市	湯村 重人	092-608-0808			1					
福岡市	(株) ワック福岡	092-404-2326		1						
福岡市	(株) エフ・フィールド	092-622-4407				1				
福岡市	(合) ハピフューズ	092-210-8213		1						
福岡市	金澤 宏昭	090-9078-8841			1					
福岡市	安部田 政行	090-4473-1954		1						
福岡市	GSA (合)	092-692-5544				1				
福岡市	(株) 友心	080-1799-7006			1					
大牟田市	白石タクシー (株)	0944-52-3865			1					
大牟田市	(社) キリスト者奉仕会ヘルパーステーションハーツ	0944-59-0810			1					
大牟田市	(合) 三愛ケアサービス	0944-59-8400			1					
大牟田市	(NPO) 高齢者グッドケアサポートセンター	0944-57-5900		1						
大牟田市	清心 (株)	0944-52-1586		1						
大牟田市	ひまわり (株)	0944-85-0197		1						
大牟田市	羽山台 (株)	0944-56-2372			1					
大牟田市	(有) くま	0944-31-5051		1						
大牟田市	(株) 絆	0944-88-9680			1					
大牟田市	(株) 響	0944-85-9862			1					
大牟田市	(株) ケアステーションメルシィ	0944-53-5007		1	2					
大牟田市	(株) 花善	0944-52-8701			1					
大牟田市	(有) ゆとり	0944-53-1864		1				1		
大牟田市	(社) 大牟田市社会福祉協議会	0944-57-2541						1		
大牟田市	古賀 孝志	0944-54-9336		1						
久留米市	川島交通自動車 (株)	0942-32-4172				1			1	
久留米市	久留米タクシー (株)	0942-32-4966		1		1				
久留米市	久留米西鉄タクシー (株)	0942-21-9739		2						
久留米市	西日本観光タクシー (有)	0942-33-4773		1		1				
久留米市	久間 征昭(ケアサポートちくこ)	0942-27-2734		1						
久留米市	(NPO) 松本介護サービス	0942-31-5737		1						
久留米市	(有) グリーンケアステーション	0942-27-8236	2	1						
久留米市	寺崎産業 (株) ヘルパーステーションあらき	0942-48-5550							1	
久留米市	(有) 環境企画	0942-65-0191			1					
久留米市	中村 豊	0942-43-1456		1	1					
久留米市	林田 勇三	0942-43-1456		1						
久留米市	(株) 友愛	0942-27-7368		2						
久留米市	下川 達也	0942-62-3332				1				
久留米市	(合) 大漕	0942-21-0080		1	1					
久留米市	(有) 丸金タクシー	0942-62-3151		1						
久留米市	(有) アルプ	0942-46-1655							1	
久留米市	永田 善丈	090-9473-3334		1						
久留米市	野田 博之	0942-21-8614		1						
久留米市	平野 正美	0968-53-1776				1				
久留米市	(社) 天神会	0942-38-2953			1					
直方市	(社) 薫風会	0949-24-6000							1	
飯塚市	総合交通 (株)	0948-22-1306				1				
飯塚市	藤谷 謙一	090-9079-2407		1						
飯塚市	(合) ぶんれあい介護ステーション	0948-26-6961			1					
飯塚市	(有) 飯塚興発	0120-939-324			2					
飯塚市	(有) 二幸 なおのはな	0948-26-2358		1						
飯塚市	(株) みのり	0948-22-8963		2						
飯塚市	高山 博視	0948-21-0568	1	1						
飯塚市	国本 一志	090-5084-1317				1				
飯塚市	小山 義光 (ケアサポートひかり)	0948-28-1482			2					

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子 (軽)	兼用	回転シート	回転シート (軽)	セダン型	セダン型 (軽)
田川市	田川橋内自動車(株)	0947-44-4131				1				
田川市	(有)西日本在宅介護センター	0947-42-3162			2					
田川市	ハート合資会社	0947-44-3897			1					
田川市	(資)まこと	0947-42-7961			1					
田川市	植木 茂(すみれ介護タクシー)	0947-45-7172		2						
田川市	(株)ムネ	0947-49-1238			1					1
田川市	(有)ファミリーケア	0949-62-7806		1						
田川市	(株)クスノキ建設	0947-45-4335								1
田川市	里ごころ(有)	0947-46-5054			1					
柳川市	下川 亮司	090-4350-2946			1					
柳川市	(有)夕夕原調剤薬局	0944-73-0106		1	3					
柳川市	(有)ふくしざーびず	0944-73-3123		2	3					
柳川市	(有)柳川観光バス	0944-73-5151		1						
柳川市	(有)輪	0944-74-2561			1					
八女市	(有)YKG観光バス	0943-24-5747			7					
八女市	大丸タクシー(株)	0943-37-0046	1							
八女市	(株)毎日介護タクシー	0952-31-3651			1	1				1
八女市	(有)アブランクアサービス	0943-22-4888			1					
八女市	(株)エムアイ企画	0943-25-6021			1					
八女市	社会福祉法人 伍福会	0943-30-2060							1	
八女市	(株)福祉物語	080-8377-3391			1					
八女市	社会福祉法人 明和会	0943-30-3055			1					
八女市	NPO法人 共生会	0943-24-6670			1					
筑後市	佐藤 和久	0942-53-7818			1	1				
筑後市	(NPO) 聖英福祉会	092-427-5394			1					
筑後市	(株)Lifeぶらす	0942-53-0110			1					
大川市	(株)ひまわり介護サービス	0944-86-3548			1					
行橋市	太陽交通(株)	0930-23-2445				1				
行橋市	小澤 心士	0930-26-3016		3		1				
行橋市	桃坂 貞喜	0930-22-8787		1						
行橋市	森田 和彦	0930-22-5241			1					1
豊前市	(株)ストリーム	0979-82-4411	2	4	3					
豊前市	安藤 秀記	080-3160-0856	1	1						
豊前市	(有)愛夢	0979-22-7011			1					2
豊前市	岡村 友博	080-1933-6711					1			
中間市	(社)東筑紫会	093-244-6841	1							
小郡市	(同)かすみ介護サービス	0942-75-1260		2	1					
小郡市	合原 修一	090-3322-3645		1						
筑紫野市	(合)NODAオフィス	092-929-4653		1	1					
筑紫野市	(有)アークス	092-923-9751		4						
筑紫野市	(株)介護タクシー筑紫野	080-4270-6331			1					
筑紫野市	畝岡 正徳(アイラブ介護タクシー)	092-775-0389		1						
春日市	藤山 久(サポートふじやま)	092-585-4164		1						
春日市	石田 久仁慶	080-5242-8000		1						
春日市	金崎 隆博	092-585-7244		2						
春日市	小宮 孝義	090-2088-0618		1						
春日市	古賀 実光(介護サポート古賀)	080-5211-1113		2						
春日市	高木 慎司	080-3949-8013		2						
春日市	厚地 美典	090-258-8641		2	1	1				
春日市	(有)たま経営労務福祉サポート	090-9843-9420		1						
大野城市	(株)シバタ介護	092-503-0435		1						
宗像市	新星交通(有)	0940-36-6555				1				
宗像市	みなとタクシー(株)	0940-35-1111				1				
宗像市	あい企画(有)	0940-33-2671							1	
太宰府市	(有)太宰府タクシー	092-922-2550		1						
太宰府市	(NPO) 飛梅コアラ	092-923-8396		1	4	1				
古賀市	(株)古賀タクシー	092-942-3633		2		1			3	
古賀市	訪問介護タクシーどい(株)	092-943-7768			2					1
古賀市	藤井 正文	090-3703-8384		1						
福津市	宗像平和タクシー(株)	0940-42-0040		1						
福津市	福栄タクシー(有)	0940-42-0192		1						
福津市	中野 一義	090-9717-4099		1	1					
うきは市	(有)朝田タクシー	0943-77-3410			1	1				
宮若市	(有)松川タクシー	0949-32-0011		2	1					
宮若市	MGタクシー(株)	0949-34-7330		3						

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子 (軽)	兼用	回転シート	回転シート (軽)	セダン型	セダン型 (軽)
嘉麻市	嘉穂タクシー(株)	0948-52-0882		1						
朝倉市	(有)小西介護サービス	0946-22-7481		1	2					
朝倉市	(有)鹿毛運輸	0946-24-2507		1		1				
みやま市	(合)美山	0944-63-8357 090-8226-9294			1					
みやま市	瀬高交通自動車(有)	0944-63-5153			1					
糸島市	荒川 政和	090-5381-6438		1						
糸島市	(有)羅漢	092-331-6666	1	1		1				
糸島市	坂田 大輔	092-332-7722			1					
糸島市	中山 亮	090-4991-5161				2				
那珂川市	(有)ケースワーク	092-951-3222				2				
那珂川市	小部 功(ケアサポートなかかわ)	092-953-0237							2	
糟屋郡	(有)ワーカーズコープタクシー福岡	092-937-4133			1					
糟屋郡	森木 勇次	092-947-7677		2	1					
糟屋郡	齋藤 慎介	092-935-4014		4						
糟屋郡	(社)新宮偕同園	092-962-1225		1						
糟屋郡	(株)ヘルスサポート衣笠	092-935-6122		2						
糟屋郡	篠崎 孝志	092-936-2330		1	1					
糟屋郡	大賀 光信(ケアサポートフリーライフ)	092-948-4121			2					
糟屋郡	深町 喜代士	0120-92-8092 092-558-9958		1						
遠賀郡	(有)ヘルパーステーションひまわり	093-221-3122		1						
遠賀郡	友永加代子(ケアサポートともなが)	093-203-5059							1	1
遠賀郡	(有)かがやきケアサービス	093-291-5557			1					
遠賀郡	(一社)森の郷	093-281-2201		1	1					2
遠賀郡	花田 慎一	093-555-7790		1						
遠賀郡	仲摩 靖浩	090-9409-1778			1					
遠賀郡	田中 静恵	080-5270-6034			1					
遠賀郡	佐藤 猛	090-3884-0359		1						
鞍手郡	(NPO)ふれ愛の灯台	080-1728-8067			1					
嘉穂郡	(株)ソーケン介護支援センター	0948-20-2620			2					
朝倉郡	(有)ホット・オアシス	0946-24-0345			1					
三潁郡	(株)BIGRON	0944-32-9230			1					
田川郡	(有)せんり	0947-46-1277			1					
田川郡	(有)あすかヘルパーステーション	0947-22-1347			1					1
田川郡	(有)高砂	0947-72-6223			2					
田川郡	(有)サンコー	0947-63-4553			1					
田川郡	(有)あおぞら	0947-26-5252		2						
田川郡	(有)矢島ケア・サポート	0947-49-6767			1					
田川郡	(有)えがお	0947-42-4132		1						
田川郡	(社)友あい会	0947-82-0253			1					1
田川郡	古屋 征治(ライフサポート古屋)	0947-22-6559								1
田川郡	(有)蓮華	0947-72-6102			1					
田川郡	(株)光新	0947-22-1900			1					
京都郡	植田 新	090-7397-1221		1						
京都郡	稲田 康祐	080-3966-8294		1						
京都郡	正宗 利光				1					
築上郡	中村 聖秘亜	0992-52-9756		1	1					
築上郡	(株)しんわ(元大山 真一)	080-1776-7009		1		6				
築上郡	上島 茂裕	0979-84-7480		1						
築上郡	山口 尚子				1					